

第1章 計画の体系



1. 基本理念

沖縄市では、行政、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいくため、平成23年12月に「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定しました。

本条例にもとづき、次の内容を計画の基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

沖縄市男女共同参画推進条例 前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担う子どもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

2. 行政、市民、教育関係者、事業者等の責務

「沖縄市男女共同参画推進条例」にもとづき、行政、市民、教育関係者、事業者等の責務をまとめます。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3. 基本目標

計画の基本理念を踏まえながら、男女共同参画社会の実現を目指すため、具体的取り組みの骨格となる4つの基本目標を定めます。

(1) 男女共同参画意識の確立

男女共同参画社会の実現には、行政、市民、教育関係者、事業者など一人ひとりが、その必要性を認識することが極めて重要です。少子高齢化の進展、家族形態および就労形態の多様化など社会経済情勢が変化していくなか、従来のように性別で役割を固定し続けることは困難な状況を迎えています。

今回実施した意識調査の結果から平成10年調査時点よりも共働き世帯の割合の上昇がみられます。共働きが増えているにも関わらず、家事に関しては女性が主体となっているのが現状であり、本市においても固定的な性別役割分担意識が残っている状況が伺えます。

行政、市民、教育関係者、事業者等が連携し、こどもから大人まで、市民一人ひとりの男女共同参画意識の確立を目指します。

(2) 家庭における男女共同参画の実現

家庭は、人間が形成する社会の最小単位であり、日常生活の中心となるのが市民一人ひとりの「家庭」です。男女共同参画意識を確立するうえで、最も効果的なのは幼少期からの教育であると考えます。こどもは家庭生活や地域交流、学校での生活などを通じて協調性、自立心などを育てていきます。一人ひとりの違いを理解し、自己と他者を思いやる心を育てることは、「男女共同参画を当たり前」のこととして認識し、行動できる市民を増やすことにつながると考えます。

行政や教育関係者、事業者と連携しながら、親を通じたこどもへの意識啓発だけでなく、こどもを通して親世代、祖父母世代に対する意識啓発を進めるなど、社会の最小単位である家庭における男女共同参画の実現を目指します。

（３）職場における男女共同参画の実現

職場は、個人生活を支えるための収入を得る場であり、人生の生きがいとしても重要な場であります。男女共同参画社会を考える上で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康を維持し、趣味や学習、地域活動等への参加を通じた自己実現を可能にし、家族が安心して暮らしていくうえで重要なキーワードとなります。

少子高齢化など社会的変化を見据えながら、職場における男女共同参画の実現を目指します。

（４）地域、社会全体における男女共同参画の実現

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を実現する上で不可欠です。厳しい経済情勢に加え、少子高齢化の進行、コミュニティの希薄化、単身世帯や共働き世帯の増加など、社会が変化していく中において、地域づくり等において男女がともに関わっていくことが求められます。

市民意識調査によると、社会通念・慣習・しきたりで7割以上、政治や意思決定の場で半数以上の方が「男性の方が優遇されている」と感じています。

地域活動における男女共同参画を進めるとともに、社会全体の政策などの方針決定等において、男女の視点を反映させること、さらに各種サービスの充実等を含め、地域、社会全体における男女共同参画の実現を目指します。

4. 計画の体系

基本目標	施策の方向性	具体的施策
1. 男女共同参画意識の確立	(1) 男女共同参画意識の啓発	①効果的な広報・啓発の推進
		②沖縄市男女共同参画推進条例の周知
	(2) 社会制度・慣習等の見直し	①ジェンダーの視点の普及啓発
		②社会制度等が男女共同参画に及ぼす影響調査
	(3) 男女の人権の尊重	①市民一人ひとりの人権意識の高揚
		②人権に関する相談体制等の充実
		③DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶
	(4) 男性・こどもに向けた意識啓発	①男性に対する意識啓発の推進
		②こどもに対する意識啓発の充実
2. 家庭における男女共同参画の実現	(1) 家庭における男女共同参画の推進	①家庭生活における男女共同参画意識の啓発
		②男女がともに育児、介護を支える家庭環境の実現
	(2) 生活上の困難を有する市民への支援	①ひとり親家庭等に対する自立支援
3. 職場における男女共同参画の実現	(1) 多様な働き方に対する支援	①多様な働き方に対する支援
		②起業家等に対する支援
		③相談対応の充実
	(2) 就労環境の改善に向けた支援	①ワーク・ライフ・バランスの推進
		②男女雇用機会均等法等の周知徹底
		③研修および相談窓口等の活用促進
		④セクシュアルハラスメント対策の充実
	(3) 農業、漁業における男女共同参画の推進	①家族経営協定の普及啓発
4. 地域、社会全体における男女共同参画の実現	(1) 政策決定・方針決定への男女共同参画の推進	①審議会、委員会等への女性委員の登用
		②女性の管理職への登用
	(2) 地域における男女共同参画の推進	①地域における男女共同参画の基盤づくり
		②地域の活動における男女共同参画の推進
	(3) 男女の生涯を通じた健康づくり	①健康づくりへの支援
		②性教育等の充実
		③自殺予防対策
	(4) 保健福祉サービス等の充実	①保健福祉サービス等の充実
	(5) 高齢者、障がい者、在住外国人等が安心して暮らせる環境整備	①誰もが安心して暮らせる環境整備
	(6) 防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立
	(7) 国際社会との協調	①国際協力・文化交流の推進



沖縄市女性団体連絡協議会の活動風景

